

二重契約を背信行為として会社側が契約解除

MBOの業務委託契約解除で コンサル会社が賠償請求も棄却

今回紹介する損害賠償請求事件は、MBOに関するアドバイジング契約及び業務委託契約の解除を巡るもの。被告となった会社は、コンサルティング会社から紹介され業務委託契約を行ったX社とコンサルティング会社が顧問契約をしていたことが背信行為に当たるとしてアドバイジング契約等を解除したため、コンサルティング会社は被告会社に対し、MBOの実現直前に故意に妨害されたとして損害賠償請求を行ったものである。東京地裁（谷口安史裁判長）は被告会社に対するデューデリジェンスも完了していなかったことなどを考慮すれば、MBOが近日中に実現する準備が進んでいたとは認められないとし、原告のコンサルティング会社の請求を棄却した（令和2年7月14日判決）。

近日中にMBOが実現する準備が進んでいたと認めず

本件は、株式の公開買付け及びMBOについてのアドバイジング契約等の解除を巡り、コンサルティング会社が顧客の会社に対して損害賠償請求を行ったものである。

コンサルティング会社O社の代表取締役であるE（原告）は、東証1部上場の東都水産（被告）の代表取締役であったS（被告）に対し、同社の経営体制及び強化を図る方法として株式の公開買付け及びSが一部又は全部出資する特別目的会社による同社の買収（MBO）を提案。しかし、被告Sは原告Eに対し、原告O社が同社の紹介により東都水産と業務委託契約を締結したX社との間で顧問契約を締結していたことが東都水産に対する背信行為に当たるとし、原告O社と東都水産との間のアドバイジング契約及び業務委託契約を解除する旨の通知を口頭で行った。これにより原告及び被告が準備を進めていた公開買付け及びMBOは頓挫することになった。

このため、原告Eは、被告SがMBOの実現を故意に妨害したなどとして被告S及び東都水産に対して約3億4,450万円の損害賠償請求等を行った（一方、被告会社は既払報酬の一部につき、不当利得に基づく返還請求として約155万円を請求した）。

MBO実現の一步手前で故意に妨害

原告Eは、被告Sが東都水産の取締役会において原告O社とX社とが顧問契約をしていることについて、同契約の締結を了解していたことを他の取締役には告知せず、東都水産が解除通知を行うことに何ら異議を述べなかったことは、MBOが実現の一步手前の段階に至っていたことなどを考慮すれば、MBOを故意に妨害するものとして違法であることが明らかであるなどと主張した。

民法に基づく任意解除権と矛盾抵触せず

東京地裁は、解除通知当時、MBOのホワイトナイトとしてJ社が候補に挙がっていた